

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

内子町は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

内子町長

公表日

令和4年2月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法に基づき、要介護（要支援）状態の被保険者へ必要な保険給付を行うとともに、被保険者に対する保険料の賦課徴収を行っている。 本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ・被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ・被保険者証又は認定証に関する事務 ・介護給付、予防給付の支給に関する事務 ・要介護認定、要介護更新認定若しくは要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・要支援認定、要支援更新認定若しくは要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・居宅介護サービス費等の額の特例若しくは介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 ・保険給付の支払の一時差止めに関する事務 ・保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 ・保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務
③システムの名称	1. 介護保険システム 2. 収納消込システム 3. 滞納整理システム 4. ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ) 5. 中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名

資格ファイル、認定ファイル、受給ファイル、給付ファイル、賦課ファイル、収滞納ファイル、収納消込ファイル、滞納整理ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）（平成25年法律第27号）第9条第1項 別表第一（68の項） 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（以下「別表第一省令」という。）（平成26年内閣府・総務省令第5号）第50条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報提供の根拠） 1 番号法第19条第8号 別表第二 1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 46, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 83, 87, 88, 90, 94, 95, 97, 108, 109の項 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「別表第二省令」という。）（平成26年内閣府・総務省令第7号） 第2条, 第3条, 第5条, 第6条, 第7条, 第10条, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第25条の2, 第30条, 第31条の2, 第32条, 第33条, 第43条, 第43条の2, 第44条, 第47条, 第49条, 第55条, 第55条の2, 第59条の3 （情報照会の根拠） 1 番号法第19条第8号 別表第二 93, 94の項 2 別表第二省令 第46条, 第47条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	内子町税務課 保健福祉課
②所属長の役職名	税務課長 保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	内子町総務課 郵便番号: 795-0392 住所: 愛媛県喜多郡内子町平岡甲168番地 電話番号: 0893-44-6151
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	内子町総務課 郵便番号: 795-0392 住所: 愛媛県喜多郡内子町平岡甲168番地 電話番号: 0893-44-6151

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年2月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年2月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月27日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長	税務課長 山上幸久	税務課長 入海 孝	事後	人事異動に伴う変更
平成29年7月27日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長	保健福祉課長 土居好弘	保健福祉課長 曽根岡伸也	事後	人事異動に伴う変更
平成29年7月27日	II しきい値判断項目1. 対象人数	平成27年3月1日	平成29年4月1日	事後	時点修正
平成29年7月27日	II しきい値判断項目2. 取扱者数	平成27年3月1日	平成29年4月1日	事後	時点修正
平成31年4月15日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年法律第27号) 第9条、第19条及び別表第一(68の項) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「別表第一省令」という。)(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第50条	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年法律第27号) 第9条 第1項 別表第一 68の項 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「別表第一省令」という。)(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第50条	事後	
平成31年4月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、117の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項(46、83、95の項) :第三欄(情報提供者)が「国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(43の項) :第三欄(情報提供者)が「健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(3の項) :第三欄(情報提供者)が「健康保険法第五十五条又は第百二十八条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「健康保険法第五十五条又は第百二十八条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(2の項)	(情報提供の根拠) 1 番号法第19条第7号 別表第二 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、88、90、94、95、97、108、109の項 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」という。)(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 (情報照会の根拠) 1 番号法第19条第7号 別表第二 93、94の項 2 別表第二省令 第46条、第47条	事後	
平成31年4月15日		:第三欄(情報提供者)が「高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(81の項) :第三欄(情報提供者)が「船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(5の項) :第三欄(情報提供者)が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(22の項) :第三欄(情報提供者)が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(97の項)			

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月15日		:第三欄(情報提供者)が「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(88の項) :第三欄(情報提供者)が「医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、106の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務」が含まれる項(93の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務」が含まれる項(94の項) 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」という。)(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第46条、第47条、第49条、第53条			
平成31年4月15日	I-5-②所属長の役職名	税務課長 入海 孝 保健福祉課長 曽根岡伸也	税務課長 保健福祉課長	事後	記載要領変更に伴う修正
平成31年4月15日	II-1. 対象人数	平成29年4月1日	平成31年4月1日	事後	時点修正
平成31年4月15日	II-2. 取扱者数	平成29年4月1日	平成31年4月1日	事後	時点修正
平成31年4月15日	IV リスク対策	なし	「IV リスク対策」に記載のとおり	事後	様式変更に伴う変更
令和2年4月1日	II-1. 対象人数	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	時点修正
令和2年4月1日	II-2. 取扱者数	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	時点修正
令和2年12月17日	II-1及び2 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和2年12月17日	事後	再評価の実施
令和4年2月28日	I-4-②法令上の根拠	1 番号法第19条第7号 別表第二	1 番号法第19条第8号 別表第二	事後	番号法改正による号ズレ対応
令和4年2月28日	II-1及び2 いつ時点の計数か	令和2年12月17日	令和4年2月28日	事後	時点修正